

平成 29 年 第 10 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 29 年第 10 回教育委員会が平成 29 年 9 月 15 日午前 9 時 30 分に招集された。出席委員、議事の大要は次のとおり。

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成 29 年 9 月 15 日(金) 午前 9 時 30 分から |
| 2 場 所 | 中清戸地域市民センター 第1会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 (教育長)
宮 川 保 之 (教育長職務代理者)
植 松 紀 子 (委員)
粕 谷 衛 (委員)
兵 頭 扶美枝 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石 川 智 裕 (教育部長)
長 井 満 敏 (教育部参事)
粕 谷 勝 (教育総務課長)
原 口 和 之 (生涯学習スポーツ課長)
伊 藤 高 博 (図書館長)
星 治 利 (郷土博物館長)
福 泉 宏 介 (統括指導主事)
井 上 真 登 (指導主事)
西 山 智 (指導主事)
原川 健一郎 (指導主事)
荒 川 徳 子 (清瀬市立清瀬第二中学校校長)
蓮 池 和 彦 (清瀬市立清瀬第五中学校副校長) |
| 6 書 記 | 小 林 真 吾 (教育総務課庶務係長)
大 津 雄 平 |

平成 29 年第 10 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 29 年 9 月 15 日
午 前 9 時 30 分

日程第 1 会議録署名委員の指名(植松委員)

日程第 2 教育長報告

日程第 3 教育委員報告

日程第 4 議案第 19 号 清瀬市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 5 議案第 20 号 清瀬市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

日程第 6 報告事項 1 学校教育法施行規則の一部改正に伴う平成 30 年度以降の清瀬市立小・中学校指導要録 様式 2(学習の記録)の改定について

日程第 7 報告事項 2 事務執行状況報告について

日程第 8 報告事項 3 平成 29 年度第 1 学期のいじめ及び不登校の状況について

日程第 9 協議事項 教員の「働き方改革(部活動の休養日)」について

日程第 8 その他 読書交流会について

今後の日程について

議事の日程並びに議事の大要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が植松委員を指名。

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

○学校管理職確保について

日程第3 教育委員報告

(粕谷委員)

○9月9日 清瀬中学校70周年記念式典

(兵頭委員)

○8月18日 イングリッシュキャンプ報告会

○9月9日 清瀬中学校70周年記念式典

(植松委員)

○8月30日 教育センタースーパーバイズ事例検討会

○9月9日 清瀬中学校70周年記念式典

(宮川教育長職務代理者)

○清瀬中学校70周年記念式典

日程第4 議案第19号 清瀬市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則について

(粕谷教育総務課長)

議案第19号「清瀬市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明いたします。

平成26年6月に行政不服審査法の一部が改正されたことに伴い、清瀬市情報公開条例の一部改正が行われました。このことにより、本規則においても関連する条項及び文言を改正する必要が生じたことからご提案申し上げるものでございます。なお以降は、清瀬市情報公開条例は「条例」としてご説明いたしますのでご了承ください。

第1条は、条例の条ずれにより、「第40条」の規定を「第41条」に改めるものでございます。次に第10条は、条例の条ずれにより、「第21条」を「第22条」に、また「清瀬市情報公開・個人情報保護審査会」を「清瀬市行政不服審査会」に改め、さらに、「情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書」を「行政不服審査会諮詢通知書」に改めるものでございます。第11条も同様に、名称を改めるものでございます。第12条は条例「第29条」を「第30条」に、第14条は条例「第30条から第32条」とあるのを、「第31条から第33条」に、第15条は条例「第38条」を「第39条」に、第16条は条例「第39条」を「第40条」にそれぞれ改めるものでございます。

説明は以上でございます。なお、施行日は公布の日からとさせていただきます。
ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第5 議案第20号 清瀬市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
(長井教育部参事)

日程第5 議案第20号「清瀬市立学校職員出勤簿整理既定の一部改正について」
ご説明します。

まず、改正の背景です。当規程は、平成7年度以降改正を行っておりませんでしたが、一方で新たな休暇等制度が導入され、各学校等で運用しているところです。これらの休暇等を取得したときの出勤簿の表示について、当規程に定めるため、該当する箇所を改正するものです。

また、規程の対象範囲について、現行の規程では非常勤教職員を含んでおりませんが、実際の運用では、非常勤教職員も他の教職員と同様に出勤簿を使用しているため、対象とするよう改正いたします。

次に、改正の概要です。出勤簿の表示につきましては、別表の9「年次有給休暇」の、ウ～オに示す半日単位の年次有給休暇、38から50の休暇等が、新たな休暇等制度が導入され、各学校等で運用しているものに当たります。

これらの休暇等を取得したときの出勤簿の表示について、当規程に定めるため、別表中の必要箇所を改正いたします。

また、時間単位で取得する休暇制度として、育児時間、部分休業及び介護時間があります。これらの取得時間数を明確にするため、出勤簿に取得時間数を記入するよう改正を行います。

新旧対照表に記載があります、第1条では規程の対象職員の範囲について示しています。現行の規程では、非常勤教職員について対象範囲に含んでおりませんでしたが、実際の運用として、非常勤教職員も他の教職員と同様に出勤簿を使用しているため、対象とするよう、当該箇所を改正いたします。

最後に、第2条で、文言修正等を行っています。現行の規程では、出勤簿の整理を教頭が行うこととなっておりますが、現在、清瀬市立小中学校では副校長を置いていたため、この部分を改正いたします。また、教育相談センター、指導課等の学校以外の職場については所属長が指定する者が行っているため、この部分についても改正いたします。

当規程の改正を行った後、校長会にて周知を行うほか、実際に出勤簿整理を行う副校長を対象に、副校長会等の場を活用して説明を行う予定です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(宮川教育長職務代理者)

年次有給を使用し、半日勤務をする場合、どのような標記で時間管理をしていくのか。また、管理は副校長がやると思うが、仕事を増やす結果とはならないか。

(長井教育部参事)

出勤時に出勤簿へ押印をしていないということは、午前は休暇。押印をした後、半日ということであれば、午後の勤務ということがわかります。

副校長の管理となります。既に運用されているものもあり、業務の負担が大きく変わることはないと考えます。

(全員異議なしで可決)

日程第6 報告事項1 学校教育法施行規則の一部改正に伴う平成30年度以降の清瀬市立小・中学校指導要録 様式2(学習の記録)の改定について

(福泉統括指導主事)

平成27年3月に学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正が行われ、小学校においては平成30年度、中学校においては平成31年度から「特別の教科道徳」が全面実施されることとなっております。このことにより、指導要録にその評価を記入する必要があることから、現行のものを文部科学省の示した様式に則って変更改定するものでございます。

(宮川教育長職務代理者)

サイズは何サイズか。

(福泉統括指導主事)

A4サイズです。

日程第7 報告事項2 事務執行状況報告について

(資料のみ配付)

日程第8 報告事項3 平成29年度第1学期のいじめ及び不登校の状況について

(福泉統括指導主事)

それでは、平成29年度の1学期のいじめ及び不登校について報告いたします。

1学期ですが、小学校では初認定・再発等合わせて7件、中学校では2件のいじめが確認されました。

いじめ発見のきっかけとしては、小学校では他の児童からの情報やアンケートにより発見されているケースが多く見られます。いじめの様態としては小学校では冷やかし・からかい・悪口や仲間はずれ・集団による無視、中学校ではネット等での誹謗・中傷といった状況が主だって見られます。

認定されたいじめに対しての学校の対応等については、加害児童・生徒への担任による聞き取りや指導が中心となっています。

また、被害児童・生徒への対応についても、担任等が状況聴取を行い継続的にケアをしている状況が分かりました。

続いて、不登校についてです。

小学校では1学期までに欠席日数が12日以上29日以下の児童が21名、通算30日以上が15名となっています。30日以上の不登校出現率は0.4%となっており、昨年度の0.479%と比較するとやや少ない状況ではあります。特に30日以上の不登校の要因としては不安を理由としている児童が多くいる状況です。

中学校では欠席日数が12日以上29日以下の生徒が17名、通算30日以上が43名となっています。30日以上の不登校出現率は2.28%で、昨年度の1学期末が31人で1.351%だったことを踏まえると大幅に増えていることになります。要因としては人間関係の課題や無気力、不安と様々です。学校起因の場合はいじめ以外の友人関係や学業不振が主な要因となっています。また、家庭起因が半数弱みられます。家庭起因の生徒についてはスクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターと連携して対応しているところですが、今後も継続して支援をしていく必要があります。

以上です。

(植松委員)

登校の原因にある無気力とは、どのように判断するのか。

(福泉統括指導主事)

文部科学省の問題行動等に関する調査の分類に基づいて判断しております。

(植松委員)

気力とはどのような状態なのかを定義するべきでは。

(福泉統括指導主事)

今後、具体的な様子を報告できるようにいたします。

日程第9 協議事項 教員の「働き方改革(部活動の休養日)」について

(長井教育部参事)

協議に先立ちまして、私から説明をさせていただきます。

委員の皆様もご承知のとおり、現在国レベルで教員の働き方が話題になり、改革が進められようとしています。お手元に資料としてお配りいたしましたが、本年8月29日付で、中央教育審議会初等中等教育分科会の「学校における働き方改革特別部会」から、学校における働き方改革に係る緊急提言が出されました。この提言の2枚目を見ていただくと、「勤務時間を意識した働き方を進めること」「業務改善の取組を強く推進していくこと」「勤務環境整備のための支援を充実させること」の3点の提言がされています。

具体的な取組みとしては、ICTやタイムカードによる勤務時間の把握、留守番電話の設置、部活動については休養日を含めた適切な活動時間の設定等が示されています。

清瀬市では、ここで示された取組みのうち、何が実施可能なのかを学校関係者と今後集中的に協議をしていく予定です。

今回は、市としての働き方改革に取り組んでいく端緒として、特に大きな課題である中学校の部活動を取り上げ、委員の皆さんからも意見をいただきながらの協議を計画しました。学校の代表として、清瀬第二中学校の荒川徳子校長先生、清瀬第五中学校の蓮池和彦副校長先生にお越しいただいています。

参考の資料として、「平成28年度教員の勤務実態調査」から、部活動に関する内容の部分もお配りしていますので、参考にご意見をいただければと思います。

私からは、以上です。

(坂田教育長)

(プレゼンテーションにより問題提起)

実態や課題、現在取り組んでいることなどご自由にご発言ください。

(蓮池第五中学校副校長)

確かに部活動が教員の負担になっていることはあると思うが、一方で、部活動を通しての生徒指導、教育効果を考えるともっとやりたいと考える教員もいると思う。

また、学校運営上、その部に顧問がいなくてはその部が廃部になってしまうので、その部を持たざるを得なくなることにジレンマを感じている教員もいる。本校では、そのような教員の負担軽減のために、複数顧問制を取っており、時々入れ替わり、時間の配分をしながらどうにかなっている所がある。

今後、もっと外部人材を活用して、教員の負担を減らすことができればと思う。本校の場合、サッカーチームでは専門職がないということで、外部指導員に頼らざるを得ない。但し、外部指導員を入れるにあたっても、予算がなく時間の制限、回数の制限をし、活動日数を減らしている現状である。

(荒川第二中学校校長)

本校は、必ず複数顧問を実施している。生徒数が多く、教員も多いが、教員の持ち時数がその分多い。全教員がめいっぱい抱えている現状で、これに部活動があるとなるとかなりの負担になる。特に若い教員が増えており、教材研究をしたいという思いと、部活をやらなくてはいけない思い、この狭間でかなり揺れ動いている。教員は真面目なので、どちらもやらなくてはならないという気持ちが強く、悩んでいるなど感じる。

部指導員は一人しか入れていないが、報償が安いのが課題。

外の話だが、ある教員が部活動を二つ抱えている状況で、管理職に相談したところ、自分達はやってきたんだからやれと言われたらしい。やはり、管理職がそういう意識では良くない。

(坂田教育長)

外部指導委員を活用したいが、報償費が安いのではないかという課題。あとは、管理職の意識が大きいとの意見が出たが、委員の意見を伺う。

(植松委員)

授業ではなく、部活で子供たちを理解したり、接したりするのは疑問。生活指導は授業で良いのではないか。部活で疲れて、学力が伸びないのでないか。

(兵頭委員)

外部指導員は積極的に活用していくべき。教員が教材研究の時間を取れないのは本末転倒だし、若手教員の家庭が崩壊しているという例もある。教員が授業から部活まですべてを把握しなくてはいけないという発想は変えていくべき。

(粕谷委員)

クラブチームにも所属している生徒もいる。専門の顧問が指導しているならばよいが、部活に所属している生徒の中ではプライオリティが下がっているのではないか。

(蓮池第五中学校副校長)

専門家がいない部活でやるなら、クラブチームでというお話があつたが、ユニホーム、道具をチームで揃えるとなると、かなりのお金がかかる。一方で学校の部活動であれば、練習の費用はクラブチーム程かからないし、最低限公式戦に出るための費用で済む。本当はクラブチームに行きたいが、行けずに部活に所属する生徒もいる。その時に専門的な知識を持った教員がいれば良いが、必ずしもそうはいかない。

外部人材については、もっと活用したいが、報償費がなく、断っている実態がある。

(荒川第二中学校校長)

学校に入学する際に、部活動が楽しみと言って入ってくる子供も多い。

部活をやっているから成績が良くないということはない。できる子は上手く時間を使っている。

部活で生活指導ということは、昔、荒れていた時期に部活動で何とかしようということもあったが、今はそこまではないかと思う。もちろん学校は授業が一番と考える。

(石川教育部長)

指導員の活用は出口対策なので、部活は本当にやるべきなのか、どのようにやっていくのかという入口対策として決めていかないといけないのではないか。対策を打っても現場の先生は納得するのか。部活動を減らせと言ってもやるのではないか。

(長井教育部参事)

部活動が負担になっている教員がいる一方で、生きがいになっている教員もいる。それに関連して、そのような教員間でのネットワークが作られるのは大きいのではないか。部活が学校の活力になっているのではないか。

(宮川教育長職務代理者)

これから社会に出ていく大学生のキャリアカウンセリングをしていると見えてくる。部活動で何を培ったかというと、行動持続力や協働力、親和力、いわゆるジェネリックスキルを測定する。これは、経済産業省が作成したもので、大学生が社会に出るために必要な力が付いているかを測定する為のもの。部活動の良さは、そこにつながっているはず。実際指導している先生方がそこを意識してやっているか。ただ、生徒指導で効果があるというだけならば授業でやるべき。

(坂田教育長)

過労死ラインにいる教員は 60%いる。部活動をやりたい教員とやりたくない教員がい

る。やりたい教員とやりたくない教員のための風土作りをやっていくのは、校長のマネジメントしかない。

週二日休養日を設定している学校が約 20%ある。これについて、ご意見をいただきたい。

(兵頭委員)

休養日があることによって、教員も定時で帰ることができる。教員の休養と生徒の休養どちらにとっても良いと思う。

(植松委員)

しっかり休養を取ると生活充実するため賛成。

(粕谷委員)

やりたい教員は反対するかもしれないが、やりたくない教員が多くいるのであれば、そちら側によるのは現実的。

(宮川教育長職務代理者)

教員の自己肯定感も大事だが、子供の自己肯定感の方が大事である。だから、部活動が子供の自己肯定感を高めているかどうかが貴重である。週二日休養日の設定をトップダウンでやるべきなのか。

(坂田教育長)

目の前のこのような状況を改善していくためには、教員が自己管理していく、もしくは校長が適切にマネジメントしていくことは理想的な姿。

部活動は、余暇の善用であり、子供たちが主体的にやる場であるから、教員が管理して厳しくやる必要はない。サポートするだけで良い。それがゆがんできている。原点に立ち返らないといけないのもわかるし、目指さないといけないのもわかるが、今やらなくてはならないのは、過労死ラインにいる教員をどうしていくか。

(蓮池第五中学校副校長)

週休二日にしてことにより、ほっとする教員と反対する教員に分かれるとと思う。

(荒川第二中学校校長)

週二日の休みは必要だと思う。

(坂田教育長)

本日は、結論は出さないが、最後に一言いただきたい。

(植松委員)

校長同士で議論していくべき。

(兵頭委員)

休みがあることで、教員も子供たちにもゆとりが生まれる。それがまた、これまでできていなかつたことに挑戦できる、新しい発見ができるようになるのではないか。

(粕谷委員)

部活をやっている生徒自身がどれぐらい本意でやっているのか機会があれば聞いてみたい。

(宮川教育長職務代理者)

部活動は、彼らが大人になってから、ここでこんな力が付いていたんだということを見直す機会が出てくるのだが、教員が教えていない、わかっていないのではないか。ジエネリックスキルを育てているのに説明できていない。それを議論していくべきではないか。

(坂田教育長)

本日は結論を出さないがこの協議を閉じます。今後、検討委員会を開催いたしますので、ぜひ委員の出席お願ひいたします。

(荒川第二中学校校長、蓮池第五中学校副校長退席)

日程第 10 その他 読書交流会について、今後の日程について

(伊藤図書館長)

8 月 26 日に第 8 回図書館読書交流会を開催いたしました。

通常の読書交流会は成人を対象としていますが、今回は夏休み中ということで、小学生とその保護者を対象としました。元西東京市の図書館職員で現在はご自宅の 2 階を開放して、わかば文庫を主催している長谷川幸男さんに来ていただき、「知ってる僕、私、自分が好き、人間が好き」というブックトークをやっていただきまして、子供が 9 名、大人が 11 名、計 20 名の参加がございました。

次回、第 9 回図書館読書交流会につきましては、11 月 26 日に開催いたします。

(粕谷教育総務課長)

○9月16日(土)中学校連合音楽会(清瀬けやきホール)

開場午後0時30分 開演午後1時

○9月24日(日)ティーボール大会(清瀬内山運動公園サッカー場)

午前9時～午後3時

○9月30日(土)運動会(清小、芝小、三小、八小、十小、清明小)

ミュージアムコンサート・箏曲(旧森田家)

午前11時～正午

○10月6日(金)教育委員会全員協議会(健康センター第3会議室)

午後1時30分から

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 12時00分

平成29年 9月 15日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 植松 紀子